

藤沢市保育士転入奨励助成金

1. はじめに

この保育士転入奨励助成制度は、神奈川県外に住所を有し、藤沢市内の保育施設への就職を希望する保育士を対象に、就職活動費、転入費用を助成するものです。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する 認定こども園
- (3) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所・家庭的保育事業所

2. 助成対象事業

就業体験等交通費支給事業	藤沢市内の保育施設において、保育の業務に係る面接、職場体験等を行う際に必要となる交通費を支給する事業
就業開始資金支給事業	藤沢市内の保育施設に常勤として新規雇用され、就業を開始するための資金を支給する事業

3. 助成対象者（就業体験等交通費支給事業）

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 保育士資格を取得していること。（取得見込み、指定保育士養成施設在籍を含む。）
- (2) 神奈川県外に居住し、藤沢市内の保育施設に就職を希望していること。
- (3) 過去に同事業の助成金交付を受けていないこと。

助成対象者（就業開始資金支給事業）

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 保育士資格を取得していること。（取得見込みを含む。）
- (2) 神奈川県外に居住し、藤沢市内の保育施設に常勤として新規雇用され、藤沢市内に住民登録がある方（予定含む。）
- (3) 過去に同事業の助成金交付を受けていないこと。

4. 助成額等

就業体験等交通費支給事業	保育施設までの交通費 ※ 3千円～5万円
就業開始資金支給事業	引っ越し費用・家財道具購入費用 10万円

※ 交通費は次の表のとおり居住地に応じ金額を決定

区分	助成額	居住地
A	3,000円	埼玉県、千葉県、東京都
B	10,000円	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県
C	20,000円	宮城県、山形県、福島県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
D	30,000円	青森県、岩手県、秋田県、富山県、石川県、福井県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県

E	50,000円	北海道、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
---	---------	-------------------------------------------------

5. 申込方法

保育士転入奨励助成金を受けようとする方は、助成対象となってから3か月以内に藤沢市保育士転入奨励助成金交付申請書（第1号様式）と添付書類を提出してください

添付書類（就業体験等交通費支給事業）

事業完了後に次の書類を提出してください。

- (1) 就業体験等実施報告書（第2号様式）
- (2) 保育士証の写し（資格取得見込証明書、指定保育士養成施設の在籍証明でも可）
- (3) 住民票の写し

添付書類（就業開始資金支給事業）

事業完了後に次の書類を提出してください。

- (1) 雇用証明書（第7号様式）
- (2) 保育士証の写し（資格取得見込証明書）
- (3) 住民票（直近3か月以内）の写し

6. 助成金の交付

助成金の交付については、請求書にて指定いただいた口座に振り込みます。

7. Q&A

Q 就業体験等交通費支給事業と就業開始資金支給事業は同時申請が必須ですか？

A 時期が同時期とは限らないので別々の申請でも大丈夫です。

≪書類の提出先及びお問い合わせ先≫

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当
 住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F
 電話：0466-25-1111（代表）
 0466-50-3526（直通）